



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 78 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則 (議 会 事 務 局) 1

議 会 告 示

島根県議会事務局規程の一部改正 1

公布された条例等のあらまし

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則 (規則第58号)

1 規則の概要

専決権の下位移譲に伴う所要の改正

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第58号

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則 (昭和49年島根県規則第76号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「島根県議会事務局長」を「島根県議会事務局総務課長」に、「局長」を「総務課長」に改める。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 総務課長が不在のときは、島根県議会事務局総務課総務グループリーダーの職にある事務吏員 (以下「総務グループリーダー」という。) が、前条に規定する事務を代決することができる。

第 3 条中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条中「第 3 条」を「前条」に改め、同条を第 4 条とする。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

議 会 告 示

島根県議会告示第 1 号

島根県議会事務局規程 (昭和42年島根県議会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県議会議長 倉 井 毅

第3条の見出し中「グループリーダー」を「グループ」に改める。

第4条第2項の表を次のように改める。

職	職 務
参事	上司の命を受け、局の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
管理監	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
調整監	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。
企画幹	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。
調査主任	上司の命を受け、専門的事務を処理する。
企画員	上司の命を受け、事務分掌に定める事務に従事する。
主任	
主任主事	
主任技師	
主事	
主任運転技師	上司の命を受け、技術的業務に従事する。
施設管理技師長	
主任施設管理技師	
主任庁務員	
守衛長	
守衛副長	
主任守衛	
運転技師	
施設管理技師	
庁務員	
守衛	

第6条第1項中「参事」の次に「、管理監」を加え、「主査」を「調整監」に、「副主査」を「企画幹」に改め、「調査主任」の次に「、企画員」を加え、同条第2項中「主任施設管理技師」の次に「、主任庁務員」を、「施設管理技師」の次に「、庁務員」を加える。

第10条第3項中「主査」を「議事調査課長があらかじめ指定した企画幹」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。